日本共産党
愛知県議団
県政ニュース
No.12
2015年10月2日
〒460-8501名古屋市中区三の丸1-2
TEL052（954）6716 fax052（961）5420
発行：日本共産党愛知県議会議員団

9月議会 振興環境委員会
住民が安心できる生活環境を守って！

産廃「中間処理施設」の調査結果を質問

下奥議員は、9月に行われた新城の産廃問題市民フォーラムに参加しました。その中で、この企業が肥料として作っている「緑みどり」を使った静岡県の農家からは「肥料というが、ごみが混ざっていて作物も育たない」という声が出て、静岡県は「産業廃棄物」だと結論付け撤去させたという事例や、田原市では住民が悪臭に悩まされていることから、新城でも住民の方から不安の声が大きくなっていることを聞いてきました。このことを受け、県の対応や姿勢を問いました。

市民フォーラムで説明を聞く下奥議員

県は、「環境省が出した『行政処分の指針について』の通知に基づいて調査をしている。『緑みどり』は肥料である。」と、これだけの答えでした。

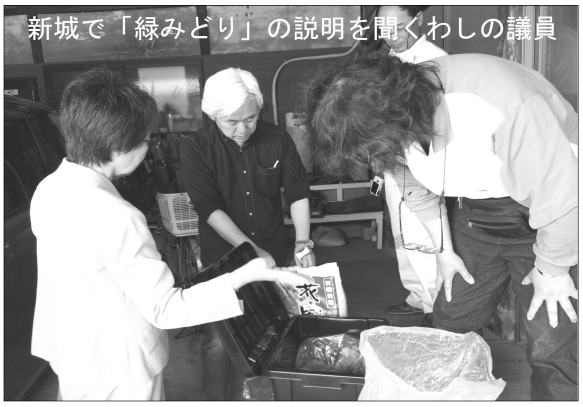
新城で「緑みどり」の説明を聞くわしの議員

土壌にヒ素が！？

次に、田原市の農地では市民団体が調査をした際、土壌環境基準の5倍ものヒ素が検出された、という結果が出ている。県の調査では基準以下であったと報告がされているが、市民団体の調査結果についての認識を問いました。

県は「県が行った分析の結果、土壌汚染はありません。調査には適正なサンプリングが必要であり、市民団体調査はどのように採取したサンプルか確定できない。」と全く受け付けていない姿勢です。

下奥議員は「どちらかの結果が間違っているとかではなく、ヒ素は深刻な健康被害を及ぼすものなので曖昧にしてはいけない問題です。市民団体から要請されている再調査にも真摯に受け止めてほしい」と訴えました。市民団体から寄せられている再調査の要望に対しいても県は、「要望はあったが、回答はしていない。」と無責任な回答でした。

再調査に希望あり！

下奥議員はさらに、田原市では農家の方から自分たちの農地がヒ素で汚染されているのではないか、という不安の声が上がり、農協や住民が極力をして農家への聞き取り調査などをして回避できた。という話も紹介し、県の認識を問いました。

県の回答は「土壌汚染については調査主体は、土地の所有者や、有害物質を出した業者であるので、まずはそこの調査結果を見て県が調査をする必要があるかを判断し対応する」というものでした。

最後に「ヒ素の問題」「悪臭の問題」でママの会はじめ、地元の住民の方から不安の声や、子どもたちの将来への重大な影響が考えられることが上がっていることをしっかりと認識すること。住民の合意と市町村との連携を何よりも尊重し、住民の懸念のある施設については、その操業を認めないという立場で県が臨むことを強く求めて質問を終わりました。

再調査については、現地の住民の方や農家の方の協力を得られれば前進させられることろではないか、ということで、傍聴に来られた浅尾新城市議とも委員会終了後、懇談をしたことろです。

5日（月）13：00～
振興環境委員会（振興部関係）
を行います。
是非傍聴に来てください。